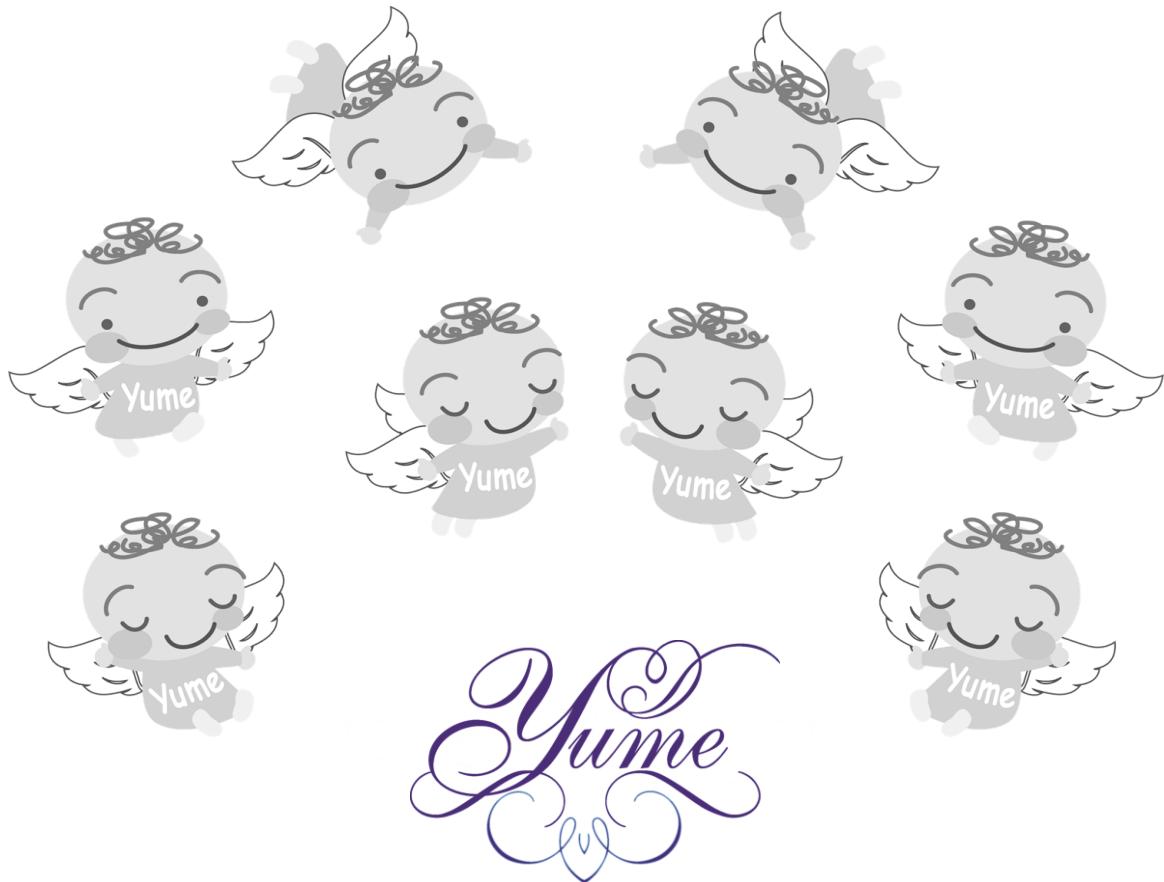


令和 7年度

幼保連携型認定こども園
夙川夢 しおり

(重要事項説明書)



社会福祉法人 夢工房
幼保連携型認定こども園 夙川夢

この「認定こども園のしおり」は、お子さまが入園・進級するにあたり、「西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例第5条」に基づく「重要事項」のご説明と、安全・安心な園生活を実現するための基礎的な約束ごとをまとめています。
ご理解の上、ご同意いただきますよう、お願いします。

【目次】

I 重要事項説明書	頁	II 安全・安心な園生活のために	頁
(1)事業者の名称・代表者	3	(1)生活のきまり	13~15
(2)施設の名称・代表者、利用定員	3	(2)園外保育	16
(3)施設の目的・運営方針	3	(3)毎日の流れ	16
(4)施設・設備の概要	4	(4)年間計画	17
(5)職員配置の状況	5	(5)支払い方法について	18
(6)保育・教育を提供する日、時間	5	(6)園内でのけが	19
(7)提供する保育・教育の内容	6	(7)服装と持ち物	20~21
(8)利用料金	7	(8)布団について	21
(9)利用の終了に関する事項	8	(9)子育て支援	22
(10)給食・食育について	8	(10)給食・食育について	22~24
(11)園と保護者との連携について	8	(11)健康管理について	24
(12)健康管理と緊急時の対応について	9	(12)与薬について	25
(13)非常災害対策について	10	(13)感染症登園基準	26~27
(14)防犯、事故防止のための措置	10	(14)災害対策	27~28
(15)賠償責任保険の加入状況	10	(15)緊急時一斉配信	29
(16)虐待防止のための措置	10	(16)駐車・駐輪に関すること	29~30
(17)個人情報の取り扱いについて	10	(差込)各種書類	
(18)苦情相談窓口	11		

I 重要事項説明書

特定教育・保育の提供開始にあたり、西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例第5条に基づき、当園があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者の名称・代表者

事業者の名称	社会福祉法人 夢工房
事業者の所在地	〒659-0095 兵庫県芦屋市東芦屋町6番10号
事業者の電話番号・FAX	TEL 0797-23-9610 / FAX 0797-23-9620
代表者氏名	理事長 滝澤 功治

2 施設の名称・代表者、利用定員

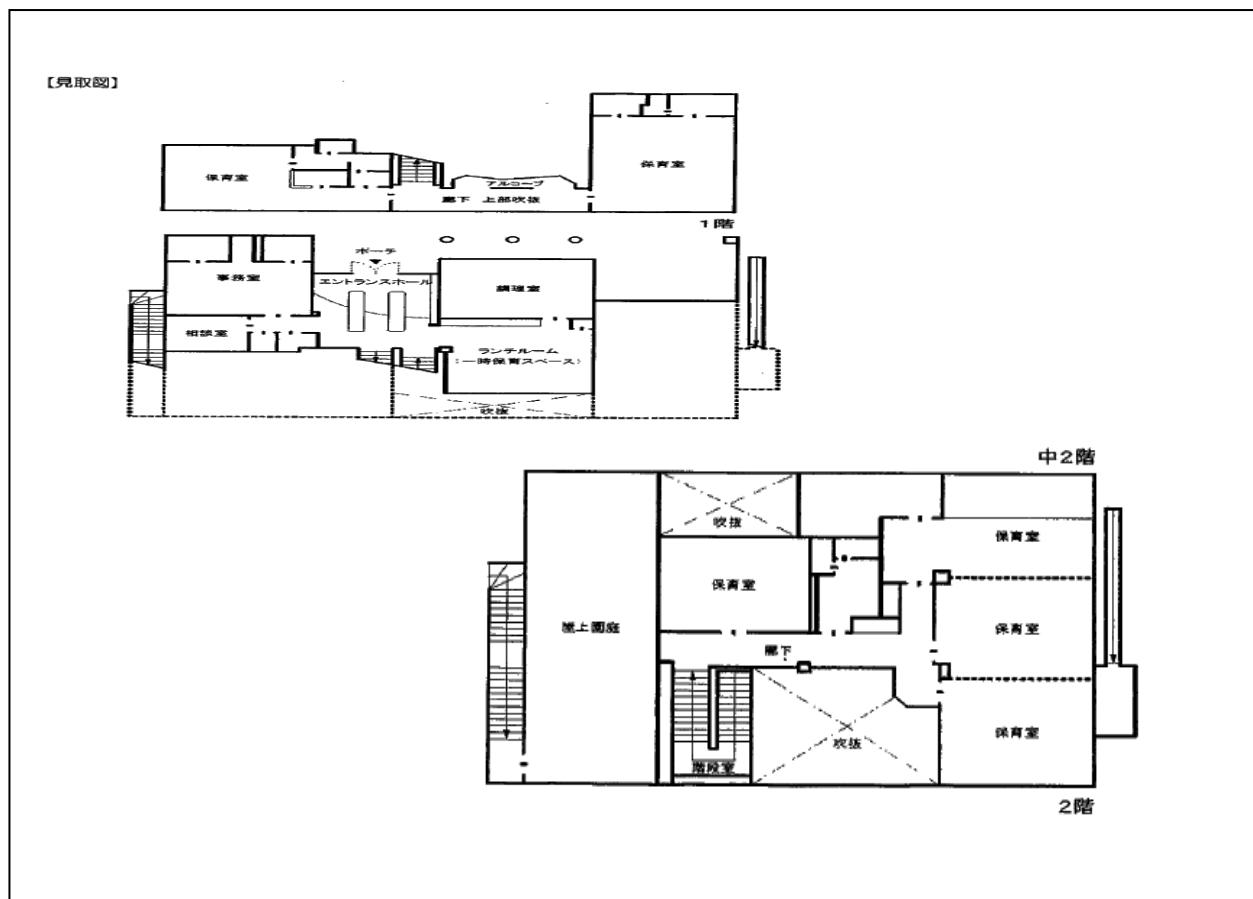
種別	幼保連携型認定こども園					
名称	幼保連携型認定こども園 夕川夢					
所在地	〒662-0025 兵庫県西宮市北名次町 15-27					
電話番号・FAX	TEL 0798-73-9614 / FAX 0798-73-9615					
施設長氏名	園長 氏原 泳利					
開設年月日	平成 22年 4月 1日(令和 2年 4月 1日)					
利用定員(年齢別)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	3号認定			2号認定		
	6人	6人	12人	12人	12人	12人
				1号認定		
				6人		

3 施設の目的・運営方針

目的	自分らしく生きる子ども 感性豊かな子ども 身近な人の気持ちがわかる子ども
教育理念	子どもたちの幸せのために、一人ひとりに寄り添い、生きる力の基礎を育む。 ～夢にあふれる未来づくり～
教育方針	①愛情深く子どもに関わり、自己肯定感を育む。 ②様々な体験を通して、自主性と創造力を育てる。 ③家庭的な温もりの中で、主体的な活動が出来る環境をつくる。 ④食を通じて、命の大切さと人としての喜びを伝える。 ～もっと もっと 遊んで、もっと もっと 考えて、大きく 大きく 夢をふくらまそう

4 施設・設備の概要

敷地面積		705.00 m ²		
園舎	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建		
	延床面積	494.34 m ²		
主な施設設備	乳児室	1室	33.28 m ²	こりす(0歳児)、りす(1歳児)
	ほふく室	1室	41.31 m ²	
	保育室	4室	119.73 m ²	うさぎ(2歳児)、ぱんだ(3歳児) きりん(4歳児)、らいおん(5歳児)
	ランチルーム	1室	35.40 m ²	
	遊戯室	1室	m ²	
	調理室	1室	28.02 m ²	
	調乳室	1室	6.20 m ²	
	幼児トイレ	3室	19.24 m ²	(大6・小4)
	医務室	室	2.52 m ²	
	職員室	1室	24.08 m ²	
屋外遊戯場(園庭)		屋外遊戯場 204.75 m ² (代替場所) 尻川公園他		



5 職員配置の状況

(単位:人)

職員	常勤	非常勤	合計
園長	1	0	1
副園長	0	0	0
主幹保育教諭	1	0	1
副主幹保育教諭	1	0	1
保育教諭	14	2	17
保育補助	0	2	2
栄養士	2	0	2
栄養教諭	0	0	0
調理員	0	2	2
保健師	0	0	0
その他(用務員等)	0	1	1
合計	20	7	27

6 保育・教育を提供する日、時間

保育時間		平日	土曜日	日曜日・祝日
1号	預かり(朝)	08時30分～09時00分	休園	休園
		09時00分～13時00分		
		13時01分～16時30分		
2号 3号	標準時間	時間外(朝)	なし	なし
		通常	07時00分～18時00分	07時00分～18時00分
		時間外(夕)	18時01分～19時00分	18時01分～19時00分
	短時間	時間外(朝)	なし	なし
		通常	08時30分～16時30分	
		時間外(夕)	なし	なし

*表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分を表しています。

*12月29日から1月3日は休園日となります。1号認定は春季・夏季・冬季の休みがあります。

春季4月28日～5月2日・夏季8月10日～8月16日・冬季12月26日～1月5日

1号認定は朝7:00の時点で阪神地区に警報が発令された場合は休園になります。また、保育時間内に警報が発令された場合も、速やかにお迎えをお願いします。

7 提供する保育・教育の内容

(1) 特定教育・保育

支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定教育・保育を提供します。

(2) 時間外保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、法に規定する時間外保育を提供します。

(3) 食事の提供

園内の調理室で調理を行い、昼食及び午後のおやつを提供します。

乳児についてはこれに加え午前中に補食を1回提供します。

(4) 一時預かり保育

(5) その他保育に係る行事等

＜毎日の流れの基本＞ 詳細はP16

	0歳児(3号)	1・2歳児(3号)	3歳児以上(2号)	3歳児以上(1号)
7:00		開園(通常登園)		
8:00	おむつ交換		自由遊び	8:30~9:00 <預かり保育>
9:00	おむつ交換 朝の補食			通常登園 自由遊び 園内外遊び
10:00		園内外遊び・設定保育		
11:00		昼 食		
12:00				
13:00		午 睡		順次降園
14:00				13:00~16:30 <預かり保育>
15:00		おやつ		
16:00		自由遊び、おむつ交換		
17:00		順次降園開始		
18:00				
19:00		＜時間外保育・おやつ＞		

＜園外保育＞ 詳細はP16

屋外園庭以外に、近隣にある、夙川公園、夙川の河川敷、松風公園などに、バギー等も利用しながら、安全を確保できる職員体制のもと、お散歩に行きます。

＜年間計画＞ 詳細はP17

- ① 保護者の皆様にご参加いただぐ行事もあります。
- ② 月別の予定は、P17に記載していますが、実施時期、内容に変更があることもありますので、ご了承ください。
- ③ また、行事等の詳細は決まり次第、園だよりや掲示板でお知らせしますので、ご確認ください。

8 利用料金

(1) 保育に係る利用者負担額(保育料)

0歳から2歳のお子さまは、西宮市が定める保育料をこども園にお支払いいただきます。

(2) 時間外保育料(預かり保育料)

時間外保育を利用された場合は、利用料を園にお支払いいただきます。

時間外保育料 預かり保育料	保育標準時間認定	18:01～19:00	
		月極 月額 6,000円	
		日割 1回 800円	
	教育標準時間認定 (1号認定)	8:30～9:00	450円
		13:01～16:30	

*閉園時間(19:00)を過ぎてのご利用になった場合、5分超過するごとに、一律で500円を徴収させていただきます。

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担

● 毎月納めて頂くもの

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	金額(円/月)	備考
給食費(1号認定)	—	—	—	○	○	○	5,000	
主食費(2号認定)	—	—	—	○	○	○	1,500	
副食費(2号認定)	—	—	—	○	○	○	4,800	
布団リース	○	○	○	○	○	○	1,200	
絵本代	希望者	希望者	希望者	希望者	希望者	希望者	絵本により異なる	
ワークブック代	—	—	—	—	—	○	480	
哺乳瓶用乳首							500円程度	忘れた場合
下着							500円程度	ストックがない時

● 新入・進級時に購入して頂くもの

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	金額(円)	備考
カラー帽子	○	○	○	○	○	○	1,000	日除け付き
シール帳	—	—	—	730	781	594	—	
スポーツ共済加入	○	○	○	○	○	○	243	

*その他、行事に係る費用等については、事前に保護者に案内の上、徴収します。

● 支払方法

原則、口座振替と致します。

9 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育等の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が、小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

10 給食・食育について <詳細はP22~24>

< 自園給食 >

食に興味を持ち、食べることが大好きな子どもを目指して日々の給食提供・食育活動を行います。

そのため、自園のオープンキッチン（子どもたちから見えるキッチン）で調理し、調理する姿や、おいしそうな に おいを感じ、食欲を感じる自園給食にこだわっています。

< 特別食(アレルギー)対応 >

- ① 食物アレルギーのある場合、集団給食で可能な限り個別対応いたします。誤食事故防止のため完全除去となります。
- ② アレルギー食をご希望の場合、医師による指示書を必ずご提出下さい。（解除の場合も同様です）
- ③ 原則は除去食ですが、必要な栄養価を満たせるよう、可能な限り代替食の対応をいたします。
- ④ 調味料（醤油・砂糖・サラダ油）が除去の場合など、お弁当持参対象となる場合がありますので、ご相談 下さい。
- ⑤ ご家庭の嗜好による食材除去は致しませんのでご了承下さい。
- ⑥ その他の対応が必要な場合は、園にご相談下さい。

< 食育活動 >

- ① 保育の中で食べることが大好きになる気持ちを育む事を目指しています。
- ② クッキングを行う場合は前もってお知らせいたします。以下の協力をお願いいたします。
 - ・エプロン、マスク、三角巾はクッキング実施日の3日前にお持ち下さい。
 - ・子どもの爪は必ず切り、マニキュア等は落として清潔な状態にして下さい。
 - ・下痢や嘔吐の症状があるなど体調がすぐれない場合は参加できません。
 - ③ 食べ物を持ち帰ることは衛生管理上できません。

11 園と保護者との連携について

- (1) 当園では、園と保護者が園児の生活状況や園の運営について、迅速かつ正確に相互連絡し合うため、保育ICTシステム「コドモン」のアプリを活用します。コドモンのアプリを利用して、以下の内容を配信する予定です。
 - ① 緊急連絡
 - ② おたより（給食だより、献立表、保健だより等）
 - ③ おしらせ（クラス別、園児別）、各種アンケート
 - ④ 請求書（各種代金の振替のご案内）
 - ⑤ 身体測定の結果また、コドモンのアプリは登降園の際にも使用（QRコード打刻）するほか、欠席・遅刻等の連絡がスムーズになりますので、ご登録にご協力を宜しくお願いします。（登録方法については、別紙「保護者アプリ登録手順」をご確認ください。）
- (2) 個人懇談などを通じて、保護者の皆様のご理解とご協力を得られるように努めます。
- (3) 地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、園庭開放、育児相談、子育て講座の開催、掲示板による地域向け育児情報の提供等の子育て支援事業を実施します。

12 健康管理と緊急時の対応について

- (1) 常に、園児の健康に留意し、所管行政機関が指定する回数以上の健康診断を実施し、その結果を記録すると共に保護者にご報告いたします。
- (2) 職員については、年1回以上の健康診断を実施するとともに、毎月、検便検査を実施します。
- (3) 感染症や食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び所管行政機関が指定する基準に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。万一、保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡するとともに、嘱託医へ連絡するなど、必要な措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。
- (4) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。
- (5) 当園では、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	みうら小児科(内科)
医 師 名	三浦 弘司
所 在 地	西宮市松生町 5-8
電 話 番 号	0798-75-6321
医療機関の名称	林歯科医院(歯科医)
医 師 名	辻 直樹
所 在 地	西宮市寿町 4-35
電 話 番 号	0798-34-7888
医療機関の名称	梅岡耳鼻咽喉科(耳鼻科)
医 師 名	野田 謙二
所 在 地	西宮市樋之池町 22-2
電 話 番 号	0798-70-3341
医療機関の名称	伊賀眼科(眼科)
医 師 名	伊賀 俊行
所 在 地	西宮市南越木岩町 14-4
電 話 番 号	0798-73-3353
医療機関の名称	一般社団法人 西宮薬剤師会(学校薬剤師)
医 師 名	島田 佳代
所 在 地	西宮市池田町 13-2 西宮医療会館 2 階
電 話 番 号	0798-23-0447

13 非常災害対策について

非常災害時等に当園が取るべき措置については、所管行政庁等の指導に基づき、保育の中止や緊急避難を行いますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

大規模地震警戒宣言発令時	保育中止。コドモンの一斉配信機能にてお知らせします。
暴風雨警報発令時	園は開園していますが、状況によってはコドモンの一斉配信機能にて早めのお迎えをお願いする場合がございます。仕事の都合がつぶ場合は、安全確保の為、家庭保育をお願いします。交通インフラ等やライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとることが予想される為、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみ受け入れます。
特別警報発令時	午前7時の時点で、適用地域内にある場合は、休園とします。また、途中で解除されても当日は休園となります。登園後に発令された場合は状況を見て、指定場所へ緊急避難する場合がある為、速やかにお迎えをお願い致します。
高齢者等避難(レベル3)発令時	適用地域内にある場合は、家庭保育のご協力ををお願い致します。登園後に発令された場合速やかにお迎えをお願い致します。
避難指示(レベル4)発令時	午前7時の段階で、適用地域内にある場合は、家庭保育となります。当日は休園となります。登園後に発令された場合は状況を見て、指定場所へ緊急避難する場合がある為、速やかにお迎えをお願い致します。
ライフライン停止時	ガス、電気、水道等のライフラインが停止し、保育に支障をきたす被害があった場合は休園となります。
避難訓練	月に1度、火事・地震・津波を想定した訓練や指定場所への避難訓練を行います。

※公共交通機関が止まった際、職員が出勤出来ない状況になった場合は休園措置をとる場合ございます。給食につきましても、災害用のメニューになることをご了承ください。

14 防犯、事故防止のための措置

- (1) 防犯訓練を実施し、不審者が園に来た際の対応を園児に教えています。
- (2) 事故が起こったときは「事故報告書」、事故が起りそうだった時は「ヒヤリハット報告書」を作成し、全職員が情報を共有することで、事故の予防、再発防止に努めています。

15 賠償責任保険の加入状況

在園児の不慮の事故に備えて、以下の保険に加入しています。

	保健の種類	内 容
東京海上日動火災保険株式会社	普通傷害	死亡/後遺症傷害 ¥2,300,000
東京海上日動火災保険株式会社	賠償責任	施設賠償(対人・生産物) ¥1,000,000,000 /1名・1事故

上記とは別に、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

園の管理下において児童が災害にあった場合、その治療費や見舞金の給付を保護者様に対して行う公的給付制度になります。

16 虐待防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じています。欠席が続き、お子様の安否確認ができない場合は保育所事業課や関係課に相談、報告します。場合によっては警察に連絡することもあります。

17 個人情報の取り扱いについて

当園では、園児又は第三者の生命、身体に危険がある場合等や警察機関等の命令がある場合を除き、小学校などの教育機関等に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ、保護者様の同意を得て行います。

18 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付 担当者	氏名　主幹保育教諭　西宮　華枝　　電話 0798-73-9614
相談・苦情解決 責任者	氏名　園　　長　　氏原　泳利　　電話 0798-73-9614
第三者委員	氏名　芝野　稔　　役職・肩書等　公認会計士
	連絡先　　daisansya.shibano@gmail.com
	氏名　下川　仁夫　　役職・肩書等　社福)甲山福祉センター 顧問
	連絡先　　daisansya.shimokawa@gmail.com

※苦情の受付は原則として苦情申出人からの園などへの直接受付となります。園に据え置きの「ヤギさんポスト」をご利用いただき、利用者皆様のお声をお聞かせ頂いても差し支えございません。

※以上の仕組で解決できないご意見・ご要望は、西宮市子育て事業部保育入所課に申し出ることもできます。

〈西宮市こども支援局子育て事業部 保育入所課 0798-35-3160〉